

介護予防・日常生活支援総合事業（日置市）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。（利用者負担（3割）はH30.8.1～）

（1）第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

対象者	サービス種別	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援1 要支援2 (更新まで)	週1回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス	11,680円/月	1,168円/月	2,336円/月	3,504円/月
	週2回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス	23,350円/月	2,335円/月	4,670円/月	7,005円/月
	週2回程度を超えるホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス	37,040円/月	3,704円/月	7,408円/月	11,112円/月

【緩和した基準：サービスA-1】※身体介護及び生活援助

対象者	サービス種別	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 (更新後) 要支援1・2	週1回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス（緩和基準） 原則週1回利用、月4回まで	2,660円/回	266円/回	532円/回	798円/回
	週1回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス（緩和基準） 週1回利用、月4回を超える場合	11,680円/月	1,168円/月	2,336円/月	3,504円/月
事業対象者 (更新後) 要支援1・2	週2回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス（緩和基準）	2,700円/回	270円/回	540円/回	810円/回
	週2回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス（緩和基準） 週2回利用、月8回を超える場合	23,350円/月	2,335円/月	4,670円/月	7,005円/月

事業対象者 (更新後) 要支援 2	週 3 回程度の訪問型サービス (緩和基準) が必要とされた 者 (事業対象者・支援2)	2,850円/回	285円/月	570円/回	885円/回
	週 3 回程度の訪問型サービス (緩和基準) が必要とされた 者 (事業対象者・支援2) 週3利用、月12回を超える場合	37,040円/月	3,704円/月	7,408円/月	11,112円/月

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【緩和した基準：サービス A-2】※身体介護及び生活援助

対象者	サービス種別	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 (更新後) 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問型サービス 原則週 1 回利用、月 4 回まで 管理者以外は、介護初任者 研修若しくは市が認定する 研修受講者等	1,000円/回	100円/回	200円/回	300円/回

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
処遇改善加算 I	* 所定単位の 13.7%				

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。